

大田原市における人事行政の運営状況

問総務課 本6階 TEL(23)8702

職員の任用状況

- ・競争試験による採用者数 19人
 - ・その他 5人
- (平成31年4月1日現在)

職員の退職状況

- ・定年退職 18人
 - ・普通退職 7人
 - ・応募認定退職 2人
- (平成30年度中) 計27人

部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

| | | 職員数(人) | | 増減 | 増減理由 |
|--------|------|--------|-----|-----|------|
| | | H30 | H31 | | |
| 一般行政部門 | 議会 | 6 | 6 | | |
| | 総務 | 130 | 127 | ▲ 3 | ① |
| | 税務 | 37 | 37 | | |
| | 民生 | 111 | 105 | ▲ 6 | ② |
| | 衛生 | 35 | 37 | ▲ 2 | ③ |
| | 労働 | 2 | 2 | | |
| | 農林水産 | 32 | 34 | ▲ 2 | ④ |
| | 商工 | 12 | 12 | | |
| | 土木 | 56 | 55 | ▲ 1 | ⑤ |
| | 小計 | 421 | 415 | ▲ 6 | |

| | | 職員数(人) | | 増減 | 増減理由 |
|---------------|-----|--------|-----|-----|------|
| | | H30 | H31 | | |
| 部行政特別 | 教育 | 92 | 95 | ▲ 3 | ⑥ |
| | 小計 | 92 | 95 | ▲ 3 | |
| 会計部門 公営企業等 | 水道 | 10 | 10 | | |
| | 下水道 | 14 | 13 | ▲ 1 | ⑦ |
| | その他 | 38 | 38 | | |
| | 小計 | 62 | 61 | ▲ 1 | |
| 合計 | | 575 | 571 | ▲ 4 | |

(注)職員数は、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員を含み、市長・副市長、教育長、臨時・非常勤職員、那須地区広域行政事務組合への派遣職員を除きます。

主な増減理由 ①新庁舎整備課の廃止に伴う減 ②くろばね保育園の民営化に伴う減 ③母子健康関連業務の充実に伴う増 ④地籍調査関連業務の充実に伴う増 ⑤道路建設課・道路維持課の統合に伴う減 ⑥国体推進課の新設に伴う増 ⑦建設部・水道部の統合に伴う減

定員適正化計画の概要および進捗状況

- 計画期間…平成28年度から平成32年度までの5年間
- 基本方針の概要…▶基準年度の平成27年4月1日現在の職員数603人を、平成32年4月1日現在で568人とし、35人(5.8%)の純減とします。▶職員定数の削減は、退職者の不補充や、市政の課題や市民ニーズに適切に対応するための柔軟な人材配置を行いつつ、計画的な職員採用により行います。▶職員定数削減と市民サービス向上の両立を図るため、民間委託の推進、指定管理者制度による市施設の管理運営など、民間事業者を活用した取り組みを積極的に行います。

●定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要 (人)

| 期日 | H28.4.1 | H29.4.1 | H30.4.1 | H31.4.1 | R2.4.1 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 各年度の計画(A) | 586 | 581 | 568 | 571 | 568 |
| 職員数(人) 実績(B) | 581 | 582 | 575 | 571 | |
| 計画と実績の差(B)-(A) | ▲5 | 1 | 7 | 0 | |

※実績職員数は、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員を含み、市長・副市長、教育長、臨時・非常勤職員、他の地方公共団体への派遣職員を除きます。

人事評価の実施状況

本市では、公平な評価によって職員の能力開発と業務改善を促し、公務効率の向上および組織の活性化を図ることを目的とした人事評価制度を導入しています。

- 能力評価…職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価しています。
- 業績評価…職員があらかじめ設定した業務目標の達成度またはその他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価しています。
- 被評価者の範囲…人事評価の対象となる職員は、評価期間に在職する一般職の職員としています。
- 評価期間…毎年4月1日から9月30日までを上期とし、10月1日から翌年の3月31日までを下期としています。
- 人事評価の結果の活用…人事評価の結果は、被評価者の給与、その他の人事管理の基礎として活用しています。評価者は、人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めています。

人件費の状況(普通会計決算)

| 区分 | 住民基本台帳人口(平成30年1月1日) | 歳出額(千円) | 人件費(千円) | 人件費率 | 平成28年度の人件費率 |
|--------|---------------------|------------|-----------|-------|-------------|
| 平成29年度 | 71,908人 | 34,007,614 | 4,890,941 | 14.4% | 14.1% |

職員の給与費の状況(普通会計決算)

| 区分 | 職員数(A) | 給与費(千円) | | | | 1人当たり給与費(B)/(A) |
|--------|--------|-----------|---------|---------|-----------|-----------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計(B) | |
| 平成29年度 | 521人 | 1,944,073 | 411,183 | 812,294 | 3,167,550 | 6,080千円 |

※一般行政部門と教育部門の一般職の給与費の決算額です。職員手当には退職手当を含みません。

職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況 -----(平成 30 年 4 月 1 日現在)

| 区分 | 一般行政職 | | | 技能労務職 | | |
|------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|
| | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
| 大田原市 | 309,623 円 | 377,580 円 | 40.2 歳 | 305,364 円 | 342,560 円 | 52.0 歳 |
| 国 | 329,845 円 | | 43.5 歳 | 286,817 円 | | 50.7 歳 |

※「給与」は「給料」に「諸手当」を加えたものです。

職員の初任給の状況 -----(平成 30 年 4 月 1 日現在)

| 区分 | 大田原市 | 国 |
|-------|------|-----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 179,200 円 |
| | 高校卒 | 147,100 円 |

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 -----

| 経験年数 | 10 年 | 20 年 | 25 年 | 30 年 | |
|-------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 254,772 円 | 350,483 円 | 383,540 円 | 413,800 円 |
| | 高校卒 | — | — | 357,057 円 | 387,850 円 |

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいいます。（平成 30 年 4 月 1 日現在）

一般行政職の級別職員数の状況 -----(平成 30 年 4 月 1 日現在)

| 区分 | 8 級 | 7 級 | 6 級 | 5 級 | 4 級 | 3 級 | 2 級 | 1 級 |
|----------|------|------|----------------|-----------|----------|------|--------|------|
| 標準的な職務内容 | 部長など | 課長など | 課長など 総括主幹など | 主幹 副主幹 | 係長 主査 | 主査 | 主任主事など | 主事など |
| 職員数(人) | 14 | 28 | 27 | 56 | 67 | 130 | 42 | 43 |
| 構成比(%) | 3.4 | 6.9 | 6.6 | 13.8 | 16.5 | 31.9 | 10.3 | 10.6 |

主な職員手当の状況(1) -----(平成 30 年 4 月 1 日現在)

| 区分 | 内容 | |
|------|---|----------|
| 扶養手当 | (1)配偶者 | 6,500 円 |
| | (2)子 | 10,000 円 |
| | 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子についての加算 | 5,000 円 |
| | (3)父母など | 6,500 円 |
| 住居手当 | (1)賃貸住宅 | |
| | ①家賃が 23,000 円以下の場合 家賃の月額から 12,000 円を控除した額 ②家賃が 23,000 円を超える場合 (家賃月額 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円 (支給限度額 27,000 円) | |

主な職員手当の状況(2) -----

| 区分 | 内容 | | | |
|-----------|---------|-----------|-----------|-------------------------------|
| 期末手当 | | 6 月期 | 12 月期 | 計 |
| 勤勉手当 | 期末手当 | 1.225 月分 | 1.375 月分 | 2.60 月分 |
| (H 29 年度) | 勤勉手当 | 0.850 月分 | 0.950 月分 | 1.80 月分(職務上の段階、職務の級等による加算措置有) |
| 退職手当 | 支給率 | 自己都合 | 応募認定・定年 | その他の加算措置 |
| | 勤続 20 年 | 19.670 月分 | 24.587 月分 | 応募認定退職 2 ~ 45% 加算 |
| | 勤続 25 年 | 28.04 月分 | 33.278 月分 | 一人あたりの平均支給額 |
| | 勤続 35 年 | 41.325 月分 | 47.709 月分 | 自己都合 - 千円 |
| | 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 | 応募認定・定年 22,364 千円 |

※退職手当の支給割合は、紙面の都合上四捨五入しているものがあります。

※退職手当の 1 人当たりの平均支給額は、29 年度に退職した職員に支給された平均額です。

特別職の報酬などの状況 -----

| 区分 | 給料・報酬月額 (平成 30 年 4 月 1 日現在) | 期末手当 (平成 29 年度支給割合) | |
|-----|--------------------------------|------------------------|----------|
| 市長 | 970,000 円 | 6 月期 | 1.550 月分 |
| | | 12 月期 | 1.750 月分 |
| 副市長 | 760,000 円 | 計 | 3.300 月分 |
| 議長 | 485,000 円 | 6 月期 | 1.550 月分 |
| | | 12 月期 | 1.750 月分 |
| 副議長 | 395,000 円 | 計 | 3.300 月分 |
| 議員 | 360,000 円 | | |

年次有給休暇取得の状況 -----

- ・平均取得日数 12.1日
 - ・取得率 32.3%
- ※育児休業取得者を除きます。(平成30年度)

育児休業および介護休暇取得者数 -----

- ・育児休業取得者 14人
 - ・介護休暇取得者 0人
- (平成30年度)

営利企業等従事の状況 -----

- ・承認件数…26件
- ・従事内容…農林業:18件、その他:8件(平成30年度)

公務災害補償の実施状況 -----

- ・認定件数 6件 (平成30年度)

分限処分および懲戒処分の状況 -----

●分限処分者(平成30年度)

| 区分 | 処分者数(人) | 区分 | 処分者数(人) |
|----|---------|----|---------|
| 降任 | 0 | 休職 | 2 |
| 免職 | 0 | 降級 | 0 |
| | | 合計 | 2 |

※分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障などのため職員が十分職責を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

●懲戒処分者(平成30年度)

| 区分 | 処分者数(人) | 区分 | 処分者数(人) |
|----|---------|----|---------|
| 戒告 | 2 | 停職 | 1 |
| 減給 | 0 | 免職 | 0 |
| | | 合計 | 3 |

※懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

職員研修の実施状況 -----

| 研修区分 | 実施件数 | 参加人数 |
|----------------------------|------|--------|
| 那須地区広域行政事務組合が実施する研修 | 17件 | 247人 |
| 栃木県市町村振興協会が実施する研修 | 23件 | 74人 |
| 大田原市が実施する研修 | 12件 | 908人 |
| 派遣研修(栃木県、自治大学校、市町村アカデミーなど) | 5件 | 13人 |
| 合計 | 57件 | 1,242人 |

(平成30年度)

職員の健康管理の状況 -----

- 定期健康診断など…実施回数 6回/受診者数 375人
 - 人間ドックなど…受診者数 377人
 - その他の検診など…実施回数 5回/受診者数 196人(B型肝炎)、111人(歯科検診)
- (平成30年度)

不利益処分に関する不服申し立て、職員からの苦情、勤務条件に関する措置の要求の状況 -----

| | |
|-----------------|--------|
| 不利益処分に関する不服申し立て | 係属事案なし |
| 職員からの苦情 | 係属事案なし |
| 勤務条件に関する措置の要求 | 係属事案なし |

職員の福利厚生(大田原市職員互助会)の状況 -----

- 概要…大田原市職員互助会は地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利厚生事業を実施するため組織されたもので、職員などの掛金と大田原市などの交付金をもとに次のような事業を実施しています。
- 会員数…601人 ※平成30年4月1日現在。会員数には公益的法人などの職員を含みます。
- 会員の掛金のみで実施している事業…給付事業(慶弔金や見舞金の給付)、駐車場事業(職員の駐車場使用料の一部助成)、地域奉仕活動 など
- 会員の掛金と交付金で実施している事業…厚生事業(家族旅行の実施、芸術鑑賞の一部助成)、与一まつり参加事業、サッカー観戦事業(栃木SCのホームゲーム観戦)、野球観戦事業(ヤクルトスワローズのゲーム観戦)、職員研修費助成 など
- 交付金のみで実施している事業…人間ドック利用等助成

【平成30年度決算額】

| | 収入額(円) | | 支出額(円) | |
|----|--------|------------|------------|------------|
| | 科目 | 収入額(円) | 科目 | 支出額(円) |
| 収入 | 会員掛金 | 7,802,484 | 給付事業費 | 3,305,000 |
| | 交付金 | 7,802,484 | 体育奨励費 | 230,000 |
| | 繰越金 | 1,861,573 | 厚生事業費 | 16,197,069 |
| | 繰入金 | 0 | 研修費 | 5,190,801 |
| | 雑収入 | 10,515,482 | 事務局費 | 1,169,611 |
| | 合計 | 27,982,023 | 予備費 | 0 |
| | | 合計 | 26,092,481 | |

職員の退職管理の状況

本市では、「地方公務員法第38条の2及び第60条第4号から第7号」までの規定に基づき、「大田原市職員の退職管理に関する規則」を制定し、職員の退職管理の適正を確保するための措置に関し、必要な事項を定めています。

- 同法第38条の2第6項第6号に基づき、離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等またはこの子法人在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように現職職員に要求・依頼することを禁止しています。

等級および職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表(水道事業職員を除く)

| 等級 | 等級別基準職務表に規定する基準となる職務 | 合計 | | 内訳(人) | 職制上の段階 | | |
|----|---|-----|-------|---|--------|------|-----|
| | | (人) | (%) | | (人) | (%) | 段階 |
| 1 | 1 主事または技師の職務 2 保育士、学芸員、保健師、理学療法士、看護師、栄養士、管理栄養士、臨床心理士または社会福祉士の職務 | 70 | 12.9 | 主事* 53 技師 4 / 保育士* 9 保健師 4 | 303 | 56.0 | 係員級 |
| 2 | 1 主任主事または主任技師の職務 2 主任保育士、主任学芸員、主任保健師、主任理学療法士、主任看護師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任臨床心理士または主任社会福祉士の職務 3 施設長の職務(再任用職員に限る。) | 61 | 11.3 | 主任主事* 44 主任技師* 5 主任保育士 5 主任学芸員 1 主任保健師* 2 主任社会福祉士 1 地区公民館長* 3 | | | |
| 3 | 主査の職務 | 172 | 31.8 | 主査 172 | 164 | 30.3 | 係長級 |
| 4 | 1 係長の職務 2 施設長の職務(2級に掲げられた施設長を除く) 3 市長が定める主査の職務 | 102 | 18.8 | 係長 21 保育園長(4級) 1 主査 80 | | | |
| 5 | 1 主幹の職務 2 副主幹の職務 | 62 | 11.4 | 主幹 56 / 副主幹 6 | | | |
| 6 | 1 課長、支所長、中央公民館長または行政委員会など事務局長の職務(7級に掲げられた課長などを除く) 2 総括主幹の職務 3 技術監の職務 | 31 | 5.7 | 総括主幹 30 技術監 1 | 61 | 11.3 | 課長級 |
| 7 | 困難な事務を担当する課長などの職務 | 30 | 5.5 | 課長 28 農業委員会事務局長 1 支所長 1 | | | |
| 8 | 1 部長(福祉事務局長を含む)の職務 2 議会事務局長の職務 3 特に困難な事務を担当する行政委員会など事務局長の職務 4 教育部長の職務 5 会計管理者の職務 6 参事の職務 | 14 | 2.6 | 部長 7 議会事務局長 1 監査委員事務局長 1 会計管理者 1 参事 4 | 14 | 2.6 | 部長級 |
| 合計 | | 542 | 100.0 | (平成31年4月1日現在) | | | |

※ 1級 主事に再任用短時間勤務職員6名、保育士に再任用短時間勤務職員5名を含む。

※ 2級 主任主事に再任用短時間勤務職員4名、主任技師に再任用短時間勤務職員5名を含む。

※ 2級 主任保健師に再任用短時間勤務職員1名、地区公民館長に再任用短時間勤務職員3名を含む。

※ 3級 主査に任期付短時間勤務職員1名を含む。

技能労務職給料表

| 等級 | 等級別基準職務表に規定する基準となる職務 | 合計 | | 内訳(人) |
|----|--|-----|-------|---|
| | | (人) | (%) | |
| 1 | 技能または労務職員 | 12 | 21.4 | 道路管理員* 1 / 調理員* 7 / 公仕* 4 |
| 2 | 技能職員または相当の経験を必要とする労務職員 | 1 | 1.8 | 公仕 1 |
| 3 | 1 相当の技能または経験を必要とする技能職員 2 相当の経験を有し、かつ困難な作業を行う労務職員 | 6 | 10.7 | 公仕 5 / 運転手 1 |
| 4 | 1 高度の技能または経験を必要とする技能職員 2 高度の作業または経験を必要とする労務職員 | 19 | 33.9 | 運転手 3 / 機械操作員 1 公仕 9 / 調理員 4 介護調査員 2 |
| 5 | 1 極めて高度な技能または経験を必要とする技能職員 2 極めて高度な作業または経験を必要とする労務職員 | 18 | 32.2 | 運転手 2 / 道路管理員 1 環境管理員 1 / 公仕 6 / 調理員 6 介護調査員 1 / 高齢者相談員 1 |
| 合計 | | 56 | 100.0 | (平成31年4月1日現在) |

※ 1級の職員全ては、再任用短時間勤務職員である。